

新たな食料・農業・農村基本計画に向けた中間論点整理について

来年3月を目途とする新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向け、本年1月から食料・農業・農村政策審議会企画部会において精力的な議論が行われており、8月10日に開催された食料・農業・農村政策審議会において、同審議会企画部会で取りまとめられた中間論点整理が報告されました。

この中間論点整理では、これまでの企画部会における議論を踏まえ、農政改革に当たっての基本的な

考え方、主要課題についての施策の在り方、今後さらに詰めるべき論点等が整理されています。

中間論点整理の詳細については、農林水産省のホームページをご参照下さい。

〈農林水産省ホームページ「中間論点整理について」のアドレス〉

<http://www.maff.go.jp/ronten/honbun.htm>

新たな基本計画に向けた中間論点整理について

検討の経緯

昨年12月の農林水産大臣からの諮問を受け、食料・農業・農村政策審議会企画部会において、食料・農業・農村をめぐる情勢分析や①品目横断的政策への転換、②担い手・農地制度の見直し、③農業環境・資源保全政策の確立といった重点課題を中心に議論。農政改革の加速化と食料・農業・農村に関する国民的議論のたたき台となることを期待し、これまでの議論を中間的に整理。

中間論点整理の内容

重点課題については、基本的考え方について極力認識の一致を図る一方、施策の具体化に当たり今後更に詰めるべき課題については、論点が明確になるよう整理。

担い手政策の在り方

- 農業経営の改善に向けた各種施策については、対象を担い手に明確に絞った上で、集中的・重点的に実施することが必要
- 担い手の明確化に当たっては、認定農業者制度を基本とするとともに、経営主体としての実体を有する一定の集落営農について、担い手として位置付けることが適当
- 17年度から施策の具体化を急ぐ必要

経営安定対策(品目横断的政策等)の確立

- 幅広い農業者を対象に品目別に講じられている経営安定対策について、対象となる担い手を明確にした対策に転換
- 複数作物を組み合わせた営農類型(水田作、畑作)については、品目別ではなく、経営全体に着目し(品目横断的)、①諸外国との生産条件の格差を是正する対策と、②収入・所得の変動を緩和する対策を検討
- その際、「緑の政策」に該当するようにする一方で、国内生産の確保などの我が国固有の課題の解決に資するような工夫も必要
- 野菜、果樹、畜産などの部門専門的な営農類型についても、対象経営を明確化した対策となるよう品目別に検討する必要
- 早期の制度導入に向け、対象経営の捉え方、支援水準の考え方等につき、制度の骨格を詰める必要

農地制度の在り方

- 優良農地の確保、農地の効率的な利用の確保の課題解決に向け、
 - ① 優良農地の面的な確保を図る観点からの農用地区域・転用規制の在り方
 - ② 農地の利用集積を促進する仕組み、権利移動規制の在り方 等について、総合的に検討を進めることが必要
- 制度や施策の具体化に向けた検討を行い、秋に具体像を示す必要

農業環境・資源保全政策の確立

- 農地・農業用水等の資源保全施策については、多様な施策手法の組合せが可能となる施策体系を構築する必要
- 農業生産環境施策については、農業者が取り組むべき規範を明確にし、農業振興施策全般に関連づけるとともに、環境に与える負荷の大幅な低減を図るモデル的な取組を推進する必要
- 17年度から必要な調査に着手する必要